

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
第889回（非公開会合）議事概要

1. 日時：令和2年8月25日（火）10時30分～11時50分

2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室

3. 出席者：

原子力規制委員会 山中委員

原子力規制庁 山形緊急事態対策監、田口安全規制管理官、渡邊安全規制調整官、他7名

日本原子力発電株式会社 常務取締役 他8名

関西電力株式会社 担当者 10名

4. 議題

- (1) 日本原子力発電（株）東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査について
- (2) 関西電力（株）高浜発電所第3、4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に係る審査について
- (3) その他

5. 配布資料

- 資料1 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設 審査会合及び書面審査における指摘事項の回答（水素爆発防止機能）
- 資料2-1 高浜発電所3号炉および4号炉 特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に係る審査会合における指摘事項回答
- 資料2-2 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

6. 議事概要

（議題1）

- (1) 日本原子力発電株式会社から、資料を用いて、東海第二発電所に係る特定重大事故等対処施設に関する水素爆発防止機能について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (3) 日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。
- (4) なお、事業者から対面での審査会合の開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

(議題2)

- (1) 関西電力株式会社から、資料を用いて、高浜発電所3, 4号炉に係る特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (3) 関西電力株式会社から、了解した旨の回答があった。
- (4) なお、事業者から対面での審査会合の開催の希望があったため、「新型コロナウィルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配布資料)に基づき、対面で実施した。

以上